

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

新旧対照表

平成 15 年国自技第 151 号、国自環第 134 号

改正 令和 2 年 8 月 5 日 国自基第 44 号

（傍線の部分は改正部分）

u003c/div>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1.～132. (略)</p> <p><u>133.</u> 適用関係告示第 7 条第 12 項、第 9 条第 54 項、第 28 条第 191 項、第 51 条の 3 第 2 項及び第 55 条の 2 第 3 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、令和 3 年 10 月 1 日（輸入された自動車にあっては令和 4 年 10 月 1 日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）のうち、取扱いを受けた時点における細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1. に規定する対象装置の性能が令和 3 年 9 月 30 日（輸入された自動車にあっては令和 4 年 9 月 30 日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けたものと同一でなく、かつ、取扱いを受けた日から起算して二年を経過したものとする。</p> <p><u>134.</u> 適用関係告示第 7 条第 13 項、第 9 条第 55 項、第 28 条第 192 項、第 51 条の 3 第 3 項及び第 55 条の 2 第 4 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、令和 4 年 9 月 30 日（輸入された自動車にあっては令和 5 年 9 月 30 日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）とする。</p> <p><u>135.</u> 適用関係告示第 14 条第 22 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 令和 3 年 3 月 31 日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車</p> <p>(2) 令和 4 年 6 月 30 日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1.～132. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p>(3) 令和4年7月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和4年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの</p> <p>(4) 令和4年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱を受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）</p> <p>(5) 令和4年7月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱を受けた自動車であって、令和4年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱を受けた自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの</p> <p>(6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱を受けた自動車、新型届出による取扱を受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車であって、令和6年6月30日以前に製作されたもの</p>	
<p><u>136.</u> 適用関係告示第14条第23項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 令和6年6月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車</p> <p>(2) 令和6年6月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱を受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）</p>	<p>(新設)</p>

附 則

本改正規定は、公布の日より施行する。ただし、135項及び136項の改正規定は、令和2年11月23日より施行する。